

## 図書館と著作権について

令和元年度広島県公共図書館協会

特別研修2（著作権）

小池信彦（調布市立図書館、JLA著作権委員会）

## 1 著作権とは

## (1) 一般的な捉え方

## (2) 法的な捉え方

“思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。”

知的財産権	著作権	著作者の権利	著作者人格権
			著作権（財産権）
		実演者等の権利	実演者人格権
			著作隣接権（財産権）
	産業財産権	特許権	
		実用新案権	
		意匠権	
		商標権	

※2019年度図書館等職員著作権実務講習会テキストから作成

## 2 著作権法の目的

## 第1条

著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。

## 3 著作権の用語・概念

## (1) 著作物

思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

## (例示)

- 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
- 音楽の著作物
- 舞踊又は無言劇の著作物
- 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物
- 建築の著作物
- 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物
- 映画の著作物

- 写真の著作物
- プログラムの著作物

- 二次的著作物

二次的著作物に対するこの法律による保護は、その原著作物の著作権者の権利に影響を及ぼさない。

- 編集著作物

編集物（データベースに該当するものを除く。以下同じ。）でその素材の選択又は配列によつて創作性を有するものは、著作物として保護する。

編集物の部分を構成する著作物の著作権者の権利に影響を及ぼさない。

- データベースの著作物

データベースでその情報の選択又は体系的な構成によつて創作性を有するものは、著作物として保護する。

データベースの部分を構成する著作物の著作権者の権利に影響を及ぼさない。

## (2) 著作者

著作物を創作する者をいう。

## (3) 著作者人格権

ア 公表権

イ 氏名表示権

ウ 同一性保持権

## (4) 著作権

ア 複製権

：複製する権利

イ 上演権及び演奏権

：公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として上演し、又は演奏する権利

ウ 上映権

：著作物を公に上映する権利

エ 公衆送信権等

：著作物について、公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行う権利

才 口述権

：言語の著作物を公に口述する権利

力 展示権

：美術の著作物又はまだ発行されていない写真の著作物をこれらの原作品により公に展示する権利

キ 頒布権

：映画の著作物をその複製物により頒布する権利

ク 譲渡権

：著作物（映画の著作物を除く。）をその原作品又は複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。）の譲渡により公衆に提供する権利  
（例外あり）

ケ 貸与権

：著作物（映画の著作物を除く。）をその複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。）の貸与により公衆に提供する権利

コ 翻訳権、翻案権等

：著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利

(5) 保護期間

- ・著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まる。
- ・著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、著作者の死後（共同著作物にあつては、最終に死亡した著作者の死後。次条第一項において同じ。）七十年を経過するまでの間、存続する。

(6) 保護を受ける著作物

- ・日本国民の著作物
- ・最初に国内において発行された著作物
- ・条約によりわが国が保護の義務を負う著作物

(7) 権利の目的とならない著作物

- ・憲法その他の法令
- ・国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が発する告示、訓令、通達その他これらに類するもの
- ・裁判所の判決、決定、命令及び審判並びに行政庁の裁決及び決定で裁判に準ずる手続により行われるもの
- ・前三号に掲げるものの翻訳物及び編集物で、国若しくは地方公共団体の機関、

独立行政法人又は地方独立行政法人が作成するもの

(6) 著作権の制限

- ア 私的使用のための複製
- イ 付随対象著作物の利用
- ウ 検討の過程における利用
- エ 著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用
  
- オ 図書館等における複製等
  
- カ 引用
  
- キ 教科用図書等への掲載
- ク 教科用図書代替教材への掲載等
- ケ 教科用拡大図書等の作成のための複製等
- コ 学校教育番組の放送等
  
- サ 学校その他の教育機関における複製等
- シ 試験問題としての複製等
  
- ス 視覚障害者等のための複製等
- セ 聴覚障害者等のための複製等
  
- ソ 営利を目的としない上演等
  
- タ 時事問題に関する論説の転載等
  
- チ 政治上の演説等の利用
  
- ツ 時事問題に関する論説の転載等
  
- テ 裁判手続等における複製
  
- ト 行政機関情報公開法等による開示のための利用
- ナ 公文書管理法等による保存等のための利用
  
- ニ 国立国会図書館法 によるインターネット資料及び  
又 オンライン資料の収集のための複製
  
- ネ 放送事業者等による一時的固定
  
- ノ 美術の著作物等の原作品の所有者による展示
- ハ 公開の美術の著作物等の利用

- ヒ 美術の著作物等の展示に伴う複製等
- フ 美術の著作物等の譲渡等の申出に伴う複製等
- ヘ プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等
- ホ 電子計算機における著作物の利用に付随する利用等
- マ 電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等

ミ 翻訳、翻案等による利用

※ 複製権の制限により作成された複製物の譲渡

(7) 著作隣接権

実演家、レコード製作者、放送事業者、有線放送事業者

(8) 外国の著作物

(9) 罰則

権利侵害：差止請求権、侵害とみなす行為

4 図書館サービスとの関係

- (1) 複製
- (2) 閲覧
- (3) 貸出
- (4) 上映
- (5) 障害者サービス

利用行為		関係する著作権	関係する権利制限規定
	複写サービス等	複製権 (21条)	図書館等における複製 (31条)
		譲渡権 (26条の2)	複製物の譲渡 (47条の7)
館内閲覧	書籍		
	録音図書	口述権 (24条)	営利を目的としない上演等 (38条1項)
	音楽資料	演奏権 (22条)	
	映像資料	上映権 (22条の2)	
朗読会	口述権 (24条)	営利を目的としない上演等 (38条1項)	
貸出	映像以外	貸与権 (26条の3)	営利を目的としない上演等 (38条4項)
	映像資料	頒布権 (26条)	営利を目的としない上演等 (38条5項)
	点訳	複製権 (21条)	視覚障害者等のための複製 (37条1項、2項)
	音訳	複製権 (21条)	視覚障害者等のための複製 (37条3項)
	美術の著作物等の展示	展示権 (25条)	美術の著作物等の展示に伴う複製 (47条) 等

※著作権法第31条の運用に関する2つのガイドライン

- ・「図書館間協力で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」
- ・「複製物の写り込みに関するガイドライン」

※お話会・読み聞かせに関する著作権Q&A～児童書四者懇談会の「お話会・読み聞かせ団体等による著作物の利用について」の疑問点を中心に～（日本図書館協会著作権委員会）

※図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン(2019年11月1日一部改定)

※著作権法第37条第3項ただし書該当資料確認リスト

## 5 図書館と著作権制度にまつわる最近のトピック

### (1) 環太平洋パートナーシップ協定（TPP）と著作権

- ア TPPとは
- イ 知的財産権
- ウ 著作権法への提供
  - ・ 保護期間
  - ・ 非親告罪
  - ・ 法定損害賠償制度又は追加的損害賠償制度

※TPP12と呼ばれた条約はアメリカが離脱したため発効せず。代わりに、TPP11と呼ばれる条約がアメリカ抜きで締結、発効した。合わせて日本国内法が2018年に整備され、順次施行された。著作権法関係では、2019年1月1日施行が大方であったが、2018年12月30日から保護期間延長は施行された。

※TPP協定対応のための著作権法改正に係る意見（2015年10月28日 公益社団法人日本図書館協会）

### (2) 違法ダウンロード

侵害コンテンツのダウンロード違法化等に関する意見（公益社団法人日本図書館協会著作権委員会）

### (3) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会

### (4) インターネット情報のプリントアウト

「知的財産推進計画2012」の策定に当たり、「知的財産推進計画2011」について見直すべき点や新たに盛り込むべき政策事項等について（公益社団法人日本図書館協会2012年2月6日提出）

※図書館に関する権利制限の要望の背景となる「図書館像」について（平成19年8月2日）